平成２４年（フ）第５５号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵１番地の33
債務者　池上　秀次
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１４号
岩手県紫波郡紫波町二日町字北七久保91番地77　パルク・フィオーレＢ203
債務者　上屋敷加寿馬
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１１７号
岩手県一関市千厩町千厩字上駒場115番地１、旧住所宮城県気仙沼市松崎片浜82番地１　２号
債務者　鈴木美千枝
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２５号
盛岡市長田町１番５号
債務者　佐々木孜子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１２６号
盛岡市北夕顔瀬町２番10号　斉藤貸家４号、旧住所盛岡市みたけ６丁目11番６号　レオパレスオオルリ105号
債務者　関　　文言
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１３５号
盛岡市西見前12地割13番地８
債務者　能勢　泰存
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県洲本市五色町都志万歳1018番地46
債務者　木浪みち子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５６号
沖縄県豊見城市字翁長846番地21
債務者　兼本　盛康
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０７号
沖縄県那覇市若狭１丁目17番５号　ＢＡＳＥ４
債務者　植村　沙羅
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２１３号
沖縄県豊見城市字与根280番地
債務者　比嘉　邦子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第６５８号
愛知県瀬戸市西本町２丁目11番地　吉田ビル３Ｂ
債務者　佐藤　　剛
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４０４号
兵庫県三木市志染町青山１丁目２番地の17
債務者　杉木千恵子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１１号
神戸市垂水区神和台２丁目５番地の２
債務者　山下　敏廣
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２１号
神戸市長田区戸崎通３丁目７番13号　アネックス戸崎205号、従前の住所神戸市須磨区前池町２丁目８番４号
債務者　藤原　澄子（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０号
兵庫県篠山市大沢新50番地１プレデモンターニュＢ―202
債務者　山口みづゑ
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第３４８号
名古屋市北区中切町５丁目１番地　県営川中住宅３棟606号
債務者　福井　英樹（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９号
神奈川県横須賀市三春町５丁目80番地　堀の内マンションＡ―303
債務者　石井久美子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
横浜地方裁判所横須賀支部